

農村集落の新たなチャレンジ支援事業実施要領

第1 趣旨

人口の取り戻し等を通じた、営農の継続や集落機能の維持を図る将来プラン（以下「将来プラン」という。）の実現のため、取組の本格的な実施に先立って、地域が行う準備や試行的な取組を支援する。

なお、本事業の実施に当たっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）及び新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業対象地区

この事業の対象地区は、ビレッジプラン実践事業（前身の集落サポート人材育成事業を含む。以下「実践事業」という。）において重点地区に設定され、将来プランを策定した地区とする。

第3 事業主体

- 1 この事業の実施主体は、第2に定める地区の農業者等で構成する団体とし、2に掲げる要件を全て満たす団体とする。
- 2 事業主体が満たす要件は次のとおりとする。
 - (1) 構成員数が3戸以上であり、農業者を1戸以上含むこと。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 組織及び運営に関する規約等が定められていること。
 - (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第4 事業内容及び実施基準

本事業は、第3に定める事業主体の取組を支援するものとし、事業内容及び実施基準は別表1のとおりとする。

第5 事業実施期間

事業実施期間は1年以内とする。

また、一般型は、実践事業による支援が開始した年から起算し、支援3年目及び4年目の事業主体が活用できるものとする。

第6 事業実施の申請及び認定

- 1 事業を実施しようとする事業主体の長は、実施計画申請書（様式第1号）に実施計画書（別紙1）及び将来プランを添付し、所管する地域振興局農林水産（農業）振興部（以下「地域振興局」という。）に提出する。
- 2 提出を受けた地域振興局は、内容を確認し、知事に進達する。
- 3 知事は、1の申請の内容を審査し、適当と認められるときは、事業主体の長に事業の認定を通知する。

第7 事業の実施

- 1 事業主体は、第6の3により認定された実施計画書に基づき事業を実施する。
- 2 事業の着手は、原則として当該実施計画の認定後とする。ただし、事業の性質、内容等により、計画の認定前の着手を必要とする場合、事業主体の長は、認定前着手届（様式第3号）を地域振興局長に提出の上で事業に着手するものとする。
- 3 前項ただし書きの規定により事業実施計画の認定前に着手した場合において、対象事業として認定されないときは自力事業とする。

第8 事業計画の変更

認定された事業実施計画のうち、次に掲げる変更を行うものについては、計画変更申請書（様式第2号）に変更計画書（別紙1）及び将来プランを添付し、第6の手続きに準じて、事前に知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 将来プランの変更（但し、実施計画申請書に将来プラン変更案を付した場合はこの限りではない）
- (3) 補助金額の増又は3割を超える減

第9 事業の取り消し

知事は、第6の3による事業実施計画の認定後において、補助事業に関して虚偽の申請又は不適当な行為をしたと認められる場合は、認定を取り消すことができる。

第10 事業実績の報告

- 1 事業主体の長は、事業完了後、実施翌年度の4月10日までに、実績報告書（様式第4号）に実施報告書（別紙1）及び将来プラン（将来プランの変更を伴う事業を実施した場合は、変更後の将来プラン）を添付し、地域振興局に提出する。
- 2 提出を受けた地域振興局は、内容を確認し、知事に進達する。

第11 事業実施後の措置

事業主体は、事業実施後5年間、事業実施に係る予算及び会計等の関係書類及び帳簿を備え、処理経過等を明らかにしておくものとする。

第12 報告

- 1 事業主体の長は、事業実施計画に基づく事業が完了した年度を含めた3年間、将来プランに対する地区の進捗状況を調査し、翌年度の5月末までに、実施状況報告書（様式第5号）に進捗等状況報告書（別紙2）を添付し、地域振興局に提出する。
- 2 提出を受けた地域振興局は、内容を確認し、知事に進達する。

第13 助成

県は、予算の範囲内において事業の実施に要する経費に対して、助成を行うものとする。

第14 事務取扱

事務の実施に当たり、事業主体が提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表2によるものとする。

第15 指導体制

県は、市町村、関係機関等と連携し、事業の適切かつ効果的な実施のための指導を行うとともに、事業の実施を図るものとする。

第16 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

改正後の要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。